

令和 8 年 度

助成金 の手引き

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業



この助成金は、隠岐の島町の皆さまにご協力いただいた**共同募金**が財源です。
この冊子は事業完了まで大切に保管してください。

隠岐の島町共同募金委員会

隠岐の島町原田 396

社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会内

電話 2-0685 FAX 2-4517

各助成事業について

助成事業名	対象となる活動	令和8年度の留意点
<p>安心づくり 助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の孤立を無くすために地区で見守り活動に取り組みたい！ • 子どもの安全のため、パトロール活動をしたい！ • 地区の中で助け合いの活動をする組織を作りたい！ • 自治会の中で、明るく元気になる活動がしたい！ など 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>過去に申請した同一の内容であっても、採択金額は同じとは限りません。</u> • <u>本会で受理した交付申請書は、そのまま審査委員会で使用します。</u> • <u>実績報告書の提出期限が変更になっています。</u>
<p>交流づくり 助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中止していた敬老会を開催したい！ • 地区住民の交流のために異世代交流会を行いたい！ など 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>地区敬老会、異世代交流会、手作り料理の配食などを実施せず、記念品や弁当折りの配布のみを行う場合は助成対象となりません。</u> • 令和8年度75歳以上になる方（対象者）は、役場町民課で確認ができます。令和8年5月1日より閲覧可能ですが、申請から閲覧まで約10日前後かかります。 • <u>事業実施期間は令和8年12月末日までです。</u>
<p>ふれあい サロン助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 近隣住民で集い、体操や茶話会などで楽しみたい！ • 同じ悩みをもつ人で集い、情報交換したい！ など 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>年8回以上集合型での開催を計画する必要があります。</u> • <u>助成額が25,000円→23,000円になりました。</u> • <u>原則、振込での助成金交付となります。</u> • <u>実績報告書の提出期限が変更になっています。</u>

1. はじめに

隠岐の島町共同募金委員会では、隠岐の島町社会福祉協議会と連携し、「住みよい地域づくり」を推進することを目的として、住みよい地域づくり推進プロジェクト事業に取り組んでおり、この一環として各種助成を行っています。

その財源は、共同募金運動(毎年10月1日～12月31日)でお寄せいただいた町民の皆さまの貴重な善意です。

この「手引き」は、これからの事務手続き等についての重要な事項をまとめていますので内容をご確認ください。

2. 申請手続き

○必ず、手引きで該当する助成の**記入のポイント**を確認し、交付申請書の作成を行ってください。

○申請様式は、隠岐の島町社会福祉協議会ホームページ（共同募金助成）からダウンロードが可能です。

○交付申請書の作成についてのご相談は、問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

○受理した交付申請書については、申請内容を聞き取りさせていただくこともあります。募集期間内にお早めにご提出ください。

○その他、不明な点等ある場合も、お気軽にご相談ください。

3. 交付決定

○隠岐の島町共同募金委員会審査基準に基づき審査し、令和8年6月中に全申請者へ決定の可否について文書でお知らせします。

○助成金の交付については、交付決定後、各助成の交付方法に合わせ、口座振込とします。

○安心づくり助成とふれあいサロン助成は、令和8年6月下旬に振込予定です。
交流づくり助成は、事業実施後の精算払いです。

4. 事業実施にあたっての注意事項

助成金交付要領を遵守の上、事業を遂行してください。

1. 実施上の観点から不適切な経費について

- (1) 他団体が実施する事業・活動の代行に類するもの
- (2) この助成金を基にして、他団体に対し更に助成金交付と見受けられるもの
- (3) 外部への寄付・寄贈、上部団体等への上納金に類するもの
- (4) 助成事業の目的と、直接的に関連のない経費
- (5) 不当に単価等の高い経費
- (6) 団体関係者、あるいは特定の個人及び団体（法人）へ随意で支払われる高額な経費

2. 経費の経費処理について

領収書、レシート等の証拠書類に関して、提出は原則不要ですが、必要に応じて提出をお願いすることがあります。適切に保管・管理をお願い致します。

3. 共同募金運動への積極的な協力と PR

事業実施に際しては「共同募金による助成」であることを広く周知して頂く為、案内文書やチラシ等に「共同募金が活用されている」旨の記載をして頂くか、交付決定通知書送付時に同封のポスターを実施会場に掲示してください。また、購入した備品等につきましても、同封のステッカーを貼付してください。

また、毎年 10 月 1 日より実施されます共同募金運動へのご理解とご協力をお願い致します。

5. 事業の変更

助成決定された事業の内容を大幅に変更したい場合等は、事前にご相談ください。また事業を中止したい場合は、変更申請書の提出が必要です。変更、中止いずれの場合も「（様式第 3 号） 変更申請書」の提出をお願い致します。

変更申請書は、11 月末日までに提出していただく必要があります。

なお、様式は送付しておりませんので、隠岐の島町社会福祉協議会ホームページ（共同募金助成）からダウンロードしてください。

6. 事業完了後

事業完了後は期限内に実績報告書（様式第 5 号）の提出が必要です。メール、郵送又は窓口を持参の上、提出してください。

提出期限は以下の通りです。

安心づくり ふれあいサロン	事業が完了した日から起算して 14 日以内、若しくは令和 9 年 4 月 10 日までのいずれか早い日
交流づくり	事業が完了した日から起算して 14 日以内

令和8年度 住みよい地域づくり推進プロジェクト助成 実施スケジュール

	安心づくり	交流づくり	ふれあいサロン	社協
	審査委員会審査	局内審査		
2月	2月6日(金):募集開始 周知方法: 広報・ホームページ・郵送			
3月	3月31日(火)まで			3月4日(水) 募集開始 3月31日(火)まで
4月	精査・確認	精査・確認		精査・確認
5月	●審査委員会での審査	●事務局審査／審査委員会での報告		●審査委員会での審査
6月	採択結果通知送付 助成金の概算払い	採択結果通知送付	採択結果通知送付 助成金の概算払い	採択結果通知送付
7月	(上旬:二次募集開始 周知方法: 広報・ホームページ・郵送 一次募集で予算に達しなかった 場合のみ7月1日から7月31日 (金)の間で二次募集を実施)			
8月		二次募集精査・確認 採択結果通知送付		
9月		事業実施後 14 日以内 に 実績報告書 を提出 →提出月の翌月に指定 口座に振込		
10月				
11月	事業変更の大幅な変更及び事業の中止の場合は11月31日までに変更申請書を提出			
12月		事業実施期間		
1月				
2月				
3月	事業実施期間		事業実施期間	事業実施期間
4月	事業完了後 14 日 以内か 4 月 10 日 のいずれか早い 日までに 実績報 告書 を提出		事業完了後 14 日以内か 4 月 10 日のいずれか早い日までに 実績報告書 を提出	事業完了後 14 日 以内か 4 月 10 日 のいずれか早い 日までに 実績報 告書 を提出

問い合わせ先
 隠岐の島町共同募金委員会（隠岐の島町社会福祉協議会）
 電話：2-0685 FAX：2-4517
 担当：山岡・池田



令和8年度「安心づくり助成」募集概要

項目	内容
1. 目的	町民誰もが明るく住みよい地域社会を創造するために取り組まれる様々な活動を応援することを目的とする。
2. 対象団体	<p>次の各号のいずれかに該当し、①から⑤を全て満たしている団体・グループ</p> <p>(1) 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ</p> <p>(2) 福祉課題を抱える当事者団体・グループ</p> <p>(3) 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ</p> <p>※ 法人格の有無など、団体属性は問わない</p> <p>① 2人以上で構成され、隠岐の島町内に活動拠点がある</p> <p>② 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を確認できる</p> <p>③ 国及び地方公共団体でない</p> <p>④ 小・中・高校・養護学校、保育所（園）子ども園、並びに生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA、保護者会でない</p> <p>⑤ 他の共同募金助成を受けていない</p>
3. 対象活動	<p>地域における生活・福祉課題の解決を図るために取り組まれる多様な活動</p> <p>【対象活動（活動例は助成金交付要領を参照）】</p> <p>(1) 見守り活動</p> <p>(2) 生活支援活動</p> <p>(3) 防災活動</p> <p>(4) 障がい者・当事者団体支援活動</p> <p>(5) 子育て支援活動</p> <p>(6) その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動 など</p> <p>【対象とならない活動】</p> <p>(1) 営利を目的とする活動</p> <p>(2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動</p> <p>(3) 団体・グループ内での親睦会や構成員のみを対象とした交流行事等</p> <p>(4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動</p> <p>(5) 団体の経常的活動経費と認められる活動</p> <p>(6) 外部への委託費、備品等の購入のみの活動</p>
4. 上限額	50,000円
5. 助成の決定	<p>令和8年6月下旬（予定）</p> <p>※別に定める審査委員会で助成額を決定する。</p>
6. 経費科目	報償費・旅費・需用費・役務費・委託料及び工事請負費・使用料及び賃借料・備品/物品等購入費
7. 交付方法	概算払い
8. 募集期間	令和8年2月6日(金)～令和8年3月31日(火)

令和 8 年度 隠岐の島町共同募金委員会
「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ 安心づくり助成 ～

1. 通 則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「安心づくり」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

2. 交付の目的

この助成金は、地域福祉の推進に寄与することが見込まれる活動に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造することを目的とする。

3. 助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

4. 交付の対象

この助成金は、次の各号のいずれかに該当する実施主体が行う別表 1 の左欄に掲げる福祉活動を対象とする。

- (1) 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ
- (2) 福祉課題を抱える当事者団体・グループ
- (3) 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ

2 ただし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 2人以上で構成され、隠岐の島町内に活動拠点があること。
- (2) 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を確認できること。
- (3) 国及び地方公共団体でないこと。
- (4) 小・中・高校・養護学校、保育所(園)・子ども園、並びに生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA、保護者会でないこと。
- (5) 他の共同募金助成を受けていないこと。

5. 交付額の算定方法

この助成金の交付額は、50,000円を上限額とし、別表 2 に定める経費科目に要する額とする。

2 算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、助成金交付申請書(様式第 1 号)を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

7. 助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8. 交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要領に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9. 支払方法

委員会会長は、必要と認めるときはこの助成金の概算払いをすることができる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

10. 変更交付等の申請

この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金変更申請書（様式第3号）による変更申請を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額を変更するとき。
- (2) 活動内容が大幅に変更する場合（実行コンセプトが同一で、手法が変更される場合や予算総額の変更は除く）。
- (3) 事業を中止し、又は廃止するとき。

11. 実績報告書

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日から起算して14日以内、若しくは令和9年4月10日のいずれか早い日までに事業の成果を記した実績報告書（様式第5号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、概算払い、または精算払いを行った助成金の全額又は一部の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象事業又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 助成対象事業が縮小、中止もしくは継続不能、又は助成対象期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断される時。
- (5) 助成対象事業の終了時において、事業実績が交付済み額を下回ったとき。
- (6) 実績報告書を提出しなかったとき。

2 前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

(別表1)

対象となる活動	対象とならない活動
<p>(1) 見守り活動 例) 見守り隊等の組織の設立 例) 見守りが必要な世帯への定期的な訪問、声かけ 例) 見守り世帯の把握やネットワークづくり</p> <p>(2) 生活支援活動 例) 助け合い組織等の設立 例) 高齢者世帯等の暮らしの困りごとを解決する生活支援活動の実施</p> <p>(3) 防災活動 例) 自主防災組織の設立に向けた勉強会等の実施 例) 地区住民の防災意識向上のための活動</p> <p>(4) 障がい者・当事者団体支援活動 例) 障がい者等の社会参加を支援する活動 例) 車椅子で行けるトイレマップ等の作成</p> <p>(5) 子育て支援活動 例) 子育てサロン等の組織化や活動の拡大 例) 子どもの健全育成のための体験・交流活動の実施</p> <p>(6) その他の活動 その他、地域住民が主体となり地域課題・生活課題の解決に取り組む活動</p>	<p>(1) 営利を目的とする活動</p> <p>(2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動</p> <p>(3) 団体・グループ内での親睦会や構成員のみを対象とした交流行事等</p> <p>(4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動</p> <p>(5) 団体の経常的活動経費と認められる活動</p> <p>(6) 外部への委託費、備品等の購入のみの活動</p>

(別表2)

経費科目	経費内訳
(1) 報償費	招聘した講師や指導者に支払う謝金。団体構成員への支払いは対象外。
(2) 旅費	招聘した講師の交通費や宿泊費、または、正当性のある理由で事業実施上自己資金等を充当することが困難な団体の交通費や宿泊費の実費相当の旅費。
(3) 需用費	事業の実施に主要な役割を果たす消耗品、材料費、印刷代、食糧代、光熱水費など。
(4) 役務費	事業の実施に主要な役割を果たす通信運搬費、手数料、損害保険料など。
(5) 委託料及び工事請負費	自らの団体等では不可能な技術・知識を要する作業等の外部への委託費等。
(6) 使用料及び賃借料	打合会や活動会場の使用料等。
(7) 備品・物品等購入費	事業の実施に主要な役割を果たす物品・機材等を購入する経費。

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

隠岐の島町共同募金委員会
会長 吉田 義隆 様

申請書の記入日

安心づくり助成 交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

正式名称を記入

【申請者・連絡先】

ふりがな	あおいがおかにこにこのかい		
団体名	葵ヶ丘ニコニコの会		
代表者役職名	代表	ふりがな	ふくし はなこ
		代表者名	福祉 花子
担当者役職名 (代表者と同じ場合は記入不要)	事務局	ふりがな	しゃきょう ふくこ
		担当者名	社協 福子
連絡・通知先 (昼間連絡可能な先)	代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✓印	✓	担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✓印
	〒 685 - 0027 隠岐の島町原田 396 (社協 宅)		
申請内容や連絡等は、全てこの連絡先に問い合わせます	電話	2-0685	FAX 2-4517
	E-mail	info@oki-fukushi.net	

押印は不要

必ず正しい口座名義を記入 (口座情報に不備があると振込できません)
交付決定後、原則振込で交付します

【振込希望先】

指定金融機関名	本・支店	預金種別	口座番号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	0123-456789
ふりがな	あおいがおかにこにこのかい だいひょう ふくし はなこ		
口座名義	葵ヶ丘ニコニコの会 代表 福祉 花子		

※通帳の写しは不要です。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。

※ゆうちょ銀行の場合は「口座番号」欄に記号・番号をご記入ください。

【団体情報】

団体名	葵ヶ丘ニコニコの会	上記どちらにも当てはまらない団体はここに☑
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ <input type="checkbox"/> 福祉課題を抱える当事者団体・グループ <input type="checkbox"/> 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ	自治会・区・連合会以外の団体は記入
設立年月	※自治会・区・連合会からの申請の場合は記入不要 <input type="checkbox"/> S・H・ <input checked="" type="checkbox"/> R 6年 1月 <input type="checkbox"/> 不明	
構成員	<input type="checkbox"/> 自治会区民 () 名 <input type="checkbox"/> 会員制 () 名 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地区内有志5名)	
主な活動内容	月数回、高齢者宅を訪問し見守りを実施	普段から団体として、行っている活動を簡潔に記入 自治会・区・連合会は、主な活動を簡潔に記入

【申請内容】

事業・活動名	事業活動内容が分かりやすい名称にすること 配食を通じたつながり活動
活動区分	該当する区分に✓を入れる <input checked="" type="checkbox"/> 見守り活動 <input type="checkbox"/> 生活支援活動 <input type="checkbox"/> 防災活動 <input type="checkbox"/> 障がい者・当事者団体支援活動 <input type="checkbox"/> 子育て支援活動 <input type="checkbox"/> その他の活動
事業実施期間	令和8年4月～令和8年12月 令和8年4月から令和9年3月まで対象
実施予定場所	葵ヶ丘集会所(調理)・葵ヶ丘自治会内(配食活動)
協力予定団体	葵ヶ丘自治会・民生委員・子ども会・青壮年会
事業活動内容	・主に弁当配布を希望する高齢者世帯の方へ、第2、第4土曜日に会員間で弁当を作り、配布する。 ・手作りの弁当に、子ども会で作成したメッセージカードを付け、青壮年会の協力のもと、弁当の配布に併せ、声掛けを行う。 助成金を活用し、どのような活動を実施するのか簡潔に記入
助成を必要とする理由	助成金がないと事業の実施が困難な理由、期待される効果などを記入 これまで行ってきた見守り活動に併せ、自分たちが得意な料理づくりが活かせないかとの気運が高まり、組織化しました。 地区内の団体等と協働し、地域の人々がつながっていきけるように活動をしていきたいです。 食材を持ち寄るなど、できるだけ安価で手作りの弁当を提供したいと考えていますが、有志で構成された組織のため、財源が少ないのが現状です。活動が軌道にのるまで、活動支援をお願いします。

※申請通りの事業実施ができない場合は、必ず11月末までに事務局まで連絡すること。

(様式第1号 > 別紙2)

申請額を記入

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
(1) 助成申請額	50,000	本助成金交付申請額 ※上限額は50,000円
(2) 自己資金(会費・寄付金等)	10,000	会費@2,000×5名
(3) 参加費		
(4) その他	30,000	配食収入@300×100食
合計	90,000	

収入額の詳細を記入

2. 支出の部

支出の部予算額合計と必ず一致

(単位：円)

項目	予算額	うち助成充当経費	内訳(積算根拠) ※単価や数量等の詳細を記入
(1) 報償費			活動に使用する物品の単価や数量等が分かれば記入 使い捨て容器、マスク、アルコール消毒等消耗品概算(25,000円) 家庭用印刷機インク(4,000円)・用紙(1,000円) 米、肉類、調味料などの食材費等
(2) 旅費			
(3) 需用費	90,000	50,000	
① 消耗品	30,000	20,000	
② 材料代			
③ 印刷代	10,000	5,000	
④ 食糧代	30,000	25,000	
⑤ 光熱水費	20,000		
(4) 役務費			
① 通信運搬費			
② 手数料			
③ 損害保険料			
(5) 委託料及び工事請負費			
(6) 使用料及び賃借料			
(7) 備品・物品等購入費			
(8) その他の経費 ※対象外経費			
合計	90,000	50,000	

申請額の金額と必ず一致

※(7) 備品購入費・・・単価にかかわらず、に主要な役割を果たす資機材等の物品を購入する場合に記載してください。

収入の部予算額合計と必ず一致

令和8年度「交流づくり助成」募集概要

項目	内容
1. 目的	自治会区・公民館分館等の身近なエリアにおいて、互いを敬い、認め合う、地域共生の心を育むことを目的とする。
2. 助成対象	同一エリア1申請を原則として、自治会・行政区・町内会や公民館分館、婦人会などの地縁型組織
3. 対象活動	<p>自治会区・町内会、公民館分館、その他地縁型組織が行う敬老会等の集合型活動、手作り料理の配食等の個別支援型活動を対象とする。</p> <p>【対象活動】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地区敬老会(2) 異世代交流会(3) 手作り料理の配食 など <p>※上記内容を実施せず、記念品や弁当折りを配布するのみの代替事業を行った場合は助成対象としない。</p> <p>【対象とならない活動】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 営利を目的とする活動(2) 単に助成対象者へ既製の記念品のみを贈呈する活動(3) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動(4) 団体構成員のみを対象とした交流行事等(5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動(6) 団体の経常的活動経費と認められる活動
4. 実施期間	交付を受けた年度の12月末日まで
5. 助成額	<p>当該地域に居住、または居住していた、助成対象活動に参加、或いは、参加と同等に配慮した、次の各号に掲げる対象者1人あたり700円を助成</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 当該年度75歳以上になられる方(2) 障害者手帳を所有する方
6. 助成の決定	令和8年6月下旬(予定)
7. 交付方法	精算(実績)払い
8. 募集期間	令和8年2月6日(金)～令和8年3月31日(火)

令和8年度 隠岐の島町共同募金委員会
「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ 交流づくり助成 ～

1. 通 則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「交流づくり」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

2. 交付の目的

この助成金は、自治会区・公民館分館等身近なエリアにおいて、互いを敬い、認め合う、地域共生の心を育む活動に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造することを目的とする。

3. 助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた年度の12月末日までに実施されるものとする。

4. 交付の対象

この助成金は、自治会区・町内会、公民館分館、その他地縁型組織が行う敬老会等の集合型活動、高齢者や障がいのある方等への手作り料理の配食等の個別支援型活動を対象とし、同一エリア1申請を原則とする。

なお、上記内容を実施せず、記念品、弁当折りを配布する等の代替事業を行った場合は助成対象としない。

5. 交付額の算定方法

この助成金の交付額は、別表左欄に定める助成額とする。

6. 助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

7. 助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8. 交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9. 支払方法

委員会会長は、この助成金の交付を決定した後、実績報告に基づき助成金を交付する。

10. 変更交付等の申請

この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更申請書（様式第3号）を委員会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 活動内容を大幅に変更するとき（実行コンセプトが同一で、手法が変更される場合や予算額の変更は除く）。
- (2) 事業を中止し、又は廃止するとき。

11. 実績報告書

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日から起算して **14 日以内** に事業の成果を記した実績報告書（様式第5号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返 還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の全額又は一部の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象事業以外に使用したとき。
- (3) 対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断される時。

2 前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

(別表)

助 成 額	助 成 対 象 者
右欄に定める助成対象者1人あたり 700 円 を乗じて得た額	当該地域に居住、または居住していた、助成対象活動に参加、或いは、参加と同等の配慮した、次の各号に掲げる者とする。 (1) 当該年度 75 歳以上になられる方 (2) 障害者手帳を所有する方

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

申請書の記入日

隠岐の島町共同募金委員会
会長 吉田 義隆 様

交流づくり助成 交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

正式名称を記入

【申請者・連絡先】

ふりがな	あおいがおかじちかい			押印は不要
団体名	葵ヶ丘自治会			
代表者役職名	自治会長	ふりがな	ふくし たろう	
		代表者氏名	福祉 太郎	
担当者役職名 (代表者と同じ場合は 記入不要)		ふりがな		
		担当者氏名		
連絡・通知先 (昼間連絡可能な先)	<input checked="" type="checkbox"/>	代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✓印	担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✓印	
	〒 685 - 0027 隠岐の島町原田396 (社協宅)			
	電話	2-0685	FAX	2-4517
	E-mail	info@oki-fukushi.net		

申請内容や連絡等は、全てこの連絡先に問い合わせます

必ず正しい口座名義を記入(口座情報に不備があると振込できません)
交付決定後、原則振込で交付します

【振込希望先】

指定金融機関名	本・支店	預金種別	口座番号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	0123-456789
ふりがな	あおいがおかじちかい じちかいちょう ふくし たろう		
口座名義	葵ヶ丘自治会 自治会長 福祉 太郎		

※通帳の写しは不要です。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、「口座番号」欄に記号・番号をご記入ください。

令和8年度「ふれあいサロン助成」募集概要

項目	内容
1. 目的	<p>「ふれあいサロン活動」を推進し、地域における福祉コミュニティの形成に資することを目的とする。</p> <p>※ ふれあいサロン活動とは、身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親等とボランティアとが、協働で企画・運営をする仲間づくりの場を開設することで、孤立感の解消、見守り、閉じこもり予防、介護予防、健康維持・向上を図る活動</p>
2. 対象団体	自治会区、町内会、ボランティア、当事者組織等、地域住民が主体となって小地域福祉活動に積極的に取り組む住民グループ
3. 対象活動	<p>「1. 目的」に掲げる内容で、次の要件を全て満たす活動。</p> <p>(1) 年間8回以上集合型での開催計画があり、概ね計画に沿った活動実績があること。</p> <p>(2) 自主運営や活動の継続性を図るための財源確保策に努められていること（参加者からの会費徴収や自治会等からの助成）。</p> <p>(3) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が集まりやすい場所が確保されていること（地域の集会所や個人宅等、公共施設）。</p> <p>(4) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が、気軽に参加できるように努めていること。</p> <p>【 対象とならない活動 】</p> <p>(1) 営利を目的とする活動</p> <p>(2) 特定の個人又は団体構成員のみを対象とした交流行事等</p> <p>(3) 運営者のみを対象とした例会や学習会、打合せ会等</p> <p>(4) 特定の内容を毎回実施する教室・サークルに準じる活動や、高齢者、障がい者等の志縁型組織が、会員のみを対象とする活動</p> <p>(5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動</p>
4. 助成額	一律 23,000 円
5. 助成の決定	令和8年6月下旬（予定）
6. 経費科目	報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料 ・備品/物品等購入費
7. 交付方法	一律交付
8. 募集期間	<p>令和8年2月6日(金)～令和8年3月31日(火)</p> <p>※ 新規設立等の場合は6月末まで受け付ける。なお、予算額に達した場合は、6月以前であっても助成しない。</p>

「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領 ～ ふれあいサロン助成 ～

1. 通 則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「ふれあいサロン」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

2. 交付の目的

この助成金は、身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営をする仲間作りの場を開設することで、孤立感の解消、見守り、閉じこもり予防、介護予防、健康維持・向上を図る活動（以下「ふれあいサロン」という。）に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造し、地域における福祉コミュニティの形成に資することを目的とする。

3. 助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

4. 交付の対象

この助成金は、次の要件を全て満たす本要綱第2条に掲げる「ふれあいサロン」を対象とする。

- (1) 年間8回以上集合型での開催計画があり、概ね計画に沿った活動実績があること。
- (2) 自主運営や活動の継続性を図るための財源確保策に努められていること。
- (3) 対象者が集まりやすい場所が確保されていること。
- (4) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が、気軽に参加できるよう努めていること。

2 ただし、次の各号に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の個人又は団体構成員のみを対象とした交流行事等
- (3) 運営者のみを対象とした例会や学習会、打合せ会等
- (4) 特定の内容を毎回実施する教室・サークルに準じる活動や、高齢者、障がい者等の志縁型組織が、会員のみを対象とする活動
- (5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動

5. 交付額の算定方法

この助成金の交付額は、別表1左欄に定める額とし、別表2に定める経費科目に要する額とする。

6. 助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、別表1右欄に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

7. 助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8. 交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金をこの要領に定める交付の目的に反して使用しないこと。
- (2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9. 支払方法

委員会会長は、前条において交付を決定した場合、別表1左欄に定める額を交付する。

10. 変更交付等の申請

助成金の交付を受けた内容を変更・廃止しようとする場合は、変更申請書（様式第3号）を委員会会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) サロン名称及び会則等規約の変更をするとき。
- (2) 助成を辞退するとき。

11. 実績の報告

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日から起算して14日以内若しくは、令和9年4月10日までのいずれか早い日までに事業の成果を記した実績報告書（様式第5号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、交付した助成金の全額又は一部の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象事業以外に使用したとき。
- (3) 対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき。
- (4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断される時。
- (5) 実績報告書を提出しなかったとき。

2 前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

(別表1)

助 成 額	期 日
一律 23,000 円	当該年度6月までの申請を受け付けるものとする。なお、予算額に達した場合は、6月以前であっても助成しない。

(別表2)

経 費 科 目	経 費 内 訳
(1) 報償費	招聘した講師や指導者に支払う謝金。団体構成員への支払いは対象外。
(2) 旅費	招聘した講師の交通費や宿泊費、または、正当性のある理由で事業実施上自己資金等を充当することが困難な団体の交通費や宿泊費の実費相当の旅費。
(3) 需用費	事業の実施に主要な役割を果たす消耗品、材料費、印刷代、食糧代、光熱水費など。
(4) 役務費	事業の実施に主要な役割を果たす通信運搬費、手数料、損害保険料など。
(5) 委託料及び工事請負費	自らの団体等では不可能な技術・知識を要する作業等の外部への委託費等。
(6) 使用料及び賃借料	打合会や活動会場の使用料等。
(7) 備品・物品等購入費	事業の実施に主要な役割を果たす物品・機材等を購入する経費。

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

申請書の記入日

隠岐の島町共同募金委員会
会長 吉田 義隆 様

ふれあいサロン助成 交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請するとともに、隠岐の島町ボランティアセンターへ登録します。

記

正式名称を記入

【申請者・連絡先】

ふりがな	ふれあいさろんあおいがおか			押印は不要
会 名 称	ふれあいサロン葵ヶ丘			
代表者役職名	代 表	ふりがな	ふくし たろう	
		代表者名	福祉 太郎	
担当者役職名 (代表者と同じ場合は 記入不要)	事務局	ふりがな	しゃきょう ふくこ	
		担当者名	社協 福子	
連絡・通知先 (昼間連絡可能な先)	代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に○印	○	担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に○印	
	〒 685 - 0027 隠岐の島町 原田 396 (社協 宅)			
申請内容や連絡等は、全 てこの連絡先に問い合 わせます	電話	2 - 0 6 8 5	FAX	2 - 4 5 1 7
	E-mail	info@oki-fukushi.net		

必ず正しい口座名義を記入 (口座情報に不備があると振込できません)
交付決定後、原則振込で交付します。個人の口座も可能です。

【振込希望先】

指 定 金 融 機 関 名	本・支店	預金種別	口 座 番 号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	0123-456789
ふりがな	ふれあいさろん あおいがおか だいひょう ふくし たろう		
口座名義	ふれあいサロン 葵が丘 代表 福祉 太郎		

※ 通帳の写しは必要ありません。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、「口座番号」欄に、「記号・番号」を記載してください。

【基本情報】

※□のある項目は、該当部分に✓

活動属性	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会活動の一環 <input type="checkbox"/> 公民館活動の一環 <input type="checkbox"/> 自主的な互助活動 <input type="checkbox"/> 他 ()
活動拠点	<input type="checkbox"/> 集会所 <input checked="" type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 関係者宅 () <input type="checkbox"/> 公共施設 () <input type="checkbox"/> 民間施設 () <input type="checkbox"/> 学校空き教室 () <input type="checkbox"/> 他 ()
参加対象地域	<input type="checkbox"/> 自治会区 <input checked="" type="checkbox"/> 公民館区 <input type="checkbox"/> 旧町村 () <input type="checkbox"/> 全町 <input type="checkbox"/> 小学校区 <input type="checkbox"/> 中学校区 <input type="checkbox"/> 他 ()
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいのある方 <input type="checkbox"/> 子育て中の親子 <input type="checkbox"/> 他 ()
構成	<input checked="" type="checkbox"/> 会員制 (男性 <u>3</u> 名 : 女性 <u>9</u> 名 : 合計 <u>12</u> 名) <input type="checkbox"/> 対象地域全住民 <input type="checkbox"/> 他 ()
協力者	<input type="checkbox"/> 住民有志 <input checked="" type="checkbox"/> 会員互助 <input type="checkbox"/> 他 ()
参加者負担金	<input type="checkbox"/> 0~200円台 <input checked="" type="checkbox"/> 300~500円台 <input type="checkbox"/> 600~800円台 <input type="checkbox"/> 900~1,000円 <input type="checkbox"/> 1,000以上 () <input type="checkbox"/> 必要に応じて徴収
基本開催日	※地域の諸事情による急な日程変更を除く <input checked="" type="checkbox"/> 毎回固定 (月 <u>1</u> 回 : 第 <u>3</u> 木曜日) <input type="checkbox"/> 不定期 (月 回)
平均開設時間	<input type="checkbox"/> 2時間以内 <input type="checkbox"/> 2~4時間 <input checked="" type="checkbox"/> 4~6時間 <input type="checkbox"/> 6時間以上
食事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 毎回あり (<input type="checkbox"/> 手作り <input checked="" type="checkbox"/> 一部手作り <input type="checkbox"/> 既製品 <input type="checkbox"/> 持ち寄り) <input type="checkbox"/> 不定期であり (<input type="checkbox"/> 手作り <input type="checkbox"/> 一部手作り <input type="checkbox"/> 既製品 <input type="checkbox"/> 持ち寄り)

1回のサロンにつき参加者が負担するお金

【実施計画】

※□のある項目は、該当部分に✓

年間開催予定数	<u>12</u> 回	年間参加予定数	<u>144</u> 人	年間開催予定数×月の参加予定者数
---------	-------------	---------	--------------	------------------

集合型での開催予定数を記入する。年8回以上の計画が必要

主な活動予定内容

<input checked="" type="checkbox"/> 健康・介護予防体操 <input type="checkbox"/> 健康チェック <input checked="" type="checkbox"/> 軽スポーツ <input checked="" type="checkbox"/> 会食・配食	<input checked="" type="checkbox"/> 茶話 <input type="checkbox"/> 手芸・制作活動 <input type="checkbox"/> 講話・講演・講習等 <input checked="" type="checkbox"/> バスハイク等外出	<input type="checkbox"/> カルタ・花札・囲碁・将棋等の卓上教養活動 <input type="checkbox"/> 他 ()
--	--	---

活動予定のものをすべて☑する

【収支予算表】

収入		支出	
項目	予算額	項目	予算額
助成申請額 (本助成金)	23,000	報償費 (講師等謝金)	10,000
自己資金	50,000	旅費 (講師等旅費)	
その他		需用費 (材料・茶菓代等)	33,800
		役務費 (切手・電話代等)	4,200
		委託料 (バス代等)	25,000
		賃借料 (会場)	
		備品・物品等購入費	
合計	73,000	合計	73,000

収入と支出の合計が同額か確認

※申請通りの事業実施ができない場合は、必ず11月末までに事務局に連絡すること。

島根県共同募金会隠岐の島町共同募金委員会

審査基準

1 目的

この基準は、『住みよい地域づくり推進プロジェクト事業』助成金交付要領第7条に規定する助成決定にかかわる審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

審査の方法は、助成区分ごとに別表1に定める方法により行うものとする。

(別表1 審査方法・区分)

審査方法	助成区分
① 審査委員会審査	安心づくり助成、社協助成
② 局内審査	交流づくり助成、ふれあいサロン助成

2 審査にあたっては、ユニークで、且つ開拓性のある活動を優先するものとする。

3 社協並びに委員会による精査・確認により、「隠岐の島町地域福祉活動計画」や社協事業計画における重点事業と合致すると認められる活動にあつては、その効果を全町的に波及させるため、本基準や助成区分等に関わらず助成対象として選考するものとする。

3 評価項目及び評価の着眼点

別表1-①の審査にかかわる評価項目及び評価の着眼点については、別表2に定めるところによる。

(別表2 評価項目・評価の着眼点)

評価項目	優先順位	評価の着眼点
企画性	1	・地域社会の状況に応じた必要な取り組みか。
継続性	2	・助成事業終了後も継続実施され、その成果の広がりを期待できる活動か。
連携性	3	・自らの団体だけでなく、地域の様々な団体や機関、人との連携や協働が志向された活動か。
還元性	4	・多くの方が活動に参加できるよう対象者の設定や周知方法が工夫されているか。
経費の妥当性	5	・助成金の必要性が明確で、活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか。

2 別表1-②の審査については、前条第2項に基づき審査し、予算の範囲内にて交付する。

4 評価の方法

前条第1項にかかわる評価方法については全評価項目・着眼点を総合的に勘案し、別表3に定める3段階とする。

(別表3 評価・採点方法)

採点方法	○	△	×
評価	助成対象として適当	助成対象として、一応可	助成対象としない

2 前項において、委員の過半数以上が×の評価をした場合、原則助成の対象外とする。ただし、条件を付した上で助成対象として「復活採択」とすることができる。

附 則

この基準は、平成25年2月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年1月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。